

件名 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

外務省告示第四百十三号

アメリカ合衆国大統領の来日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十月二十三日

外務大臣 茂木 敏充

一 迎賓館

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都港区	東京都港区	東京都千代田区
	元赤坂二丁目一番一号	元赤坂二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	紀尾井町四番から七番まで、麴町六丁目
			元赤坂一丁目、元赤坂二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
			四谷一丁目一番、二番、五番（次の図面に示す部分に限る。）及び九番から十八番まで、四谷二丁目一番、

二
オークラ東京

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域		対象外国公館等の 敷地	対象外国公館等の 所在地	期間	備考
東京都港区	東京都千代田区	東京都港区	東京都港区	令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	
赤坂一丁目、六本木一丁目一番から三番まで（次の図	霞が関三丁目七番	虎ノ門二丁目十番（次の図面に示す部分に限る。）	虎ノ門二丁目十番四号		一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 若葉一丁目十番から十九番まで及び二十一番から二十四番まで、若葉三丁目一番及び八番から十番まで、南元町九番（次の図面に示す部分に限る。）、二十番及び二十三番から二十六番まで

	面に示す部分に限る。）及び十番、虎ノ門一丁目二十番、虎ノ門二丁目二番から十番まで（次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門三丁目一番から八番まで及び十一番、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目一番から三番まで
備考 一 一次の図面は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設周辺地域に含まれるものとする。